

障害福祉サービス等の対象となる「難病」の見直しについて

平成25年4月から、障がい者の範囲に「難病」が追加され、障害福祉サービス等の支給対象となっています。

平成27年7月から、「障害福祉サービス等」の対象となる「難病」が、151疾患から332疾患に拡大されます。

対象となる方は、障害者手帳をお持ちでなくても、必要と認められた支援が受けられます。

子育て世帯臨時特例給付金のお知らせ

消費税率引き上げの影響などを踏まえ、子育て世帯に対し臨時特例的な給付措置として実施されるもので、児童手当を受給している方には個別に案内を送付していますので、期日までに申請手続きをしてください。

なお、申請受付後、受給資格の有無を審査するため、10月以降の支給となる

運転免許更新時講習

7月は、豊頃町では講習は行われません。

次回の講習は8月13日(木)です。詳細は豊頃町で行われる講習月は偶数月▽種別は「優良」(13時15分)、「違反」(14時15分)のみ▽「一般」または「初回」を受講される方は、池田会場等で受講してください。

交通安全委員会から送付された代替通知書により、池田警察署で代替手続きを終了された方

Table with 3 columns: 会場, 日時, 内容. Includes 池田会場 and 浦幌会場.

弁護士おなやみごと無料相談 in 十勝 (豊頃会場)

帯広市在住の弁護士が皆さんの日頃の悩みやお困りごとの相談に応じます。どのような些細な事でもかまいません。

ります。申 問 役場福祉課福祉係 ☎ (574) 2214

金婚式該当者調査について

町では毎年、敬老会に併せて金婚式(結婚50周年)を迎えられるご夫婦のお祝いを行っています。

今年度の金婚式に該当されるご夫婦は、次の事項を確認いただきご連絡をお願いいたします。

昭和39年9月17日〜昭和40年9月16日の間に婚姻されているご夫婦

連絡先・期日▽8月7日(金)までに役場福祉課福祉係 ☎ (574) 2214へ連絡してください。

※今年度の敬老会は、9月15日(火)を予定しています。詳しくは、役場日より8月号でお知らせします。

問 役場福祉課福祉係 ☎ (574) 2214

臨時福祉給付金のお知らせ

昨年4月に消費税率が引き上げられたことに伴い、所得の低い方々への負担を考慮し、暫定的・臨時的な措置として今年度も臨時福祉給付金が支給されます。

対 平成27年度分町民税(均等割)が課税されていない方

本相談会の対象となるか分からない場合でも、お気軽にご利用ください。

7月28日(火) 13時〜16時※予約優先 所 役場1階会議室

注意▽空きがある場合は当日の申込にも対応いたしますが、相談を担当する弁護士が利害関係を有するため、相談をお受けできない場合もあります。

相談内容▽金銭の貸借、売掛金の回収、交通事故、離婚、相続など、法律相談全般。 ※相談者は相談内容に関する資料(契約書、登記簿の写し等)をご持参ください。

問 釧路弁護士会帯広会館 ☎ 0155 (66) 4877

7月11日(土)〜7月20日(月)『夏の交通安全運動』

夏は帰省やレジャーなど遠出する機会が増え、疲れや暑さなどから注意力が散漫になりがちです。

「事故など起こすはずがない」と高をくくり、交通場面に潜む様々な危険に対する備えを怠っていると、いつか必ず事故は起こります。

「まさか・・・」という危機を想定し、時間と心に余裕をもった安全運転心がけましょう。 また、夏休み期間を迎え、住宅や交差点では子どもの飛び出しに注意が必

※町民税が課税されている人の扶養になつていない方や生活保護制度の被保護者は除かれます。

給付額▽対象者1人につき6000円 申請先▽平成27年1月1日において住民登録がされている市区町村

その他▽具体的な申請手続、給付の方法については、決まり次第お知らせします。

問 役場福祉課福祉係 ☎ (574) 2214



「とよころ消費生活塾」受講者募集

高額な振り込め詐欺や商品の不適切な表示など消費生活に関する様々な問題が発生する中、消費生活の分野に関して、必要な基礎知識や最新の情報をテーマとした講座を開催しますので、関心のある方は、お気軽に受講ください。

7月30日(木) 13時30分〜15時 ※毎月1回実施予定

所 役場1階会議室

テーマ▽「私のエンディングノートを作ります〜残される人への思いやり。子ども達に伝えたいこと〜」

講師▽上村正子氏 定員▽若干名

※無料 申 7月29日(水)までに役場住民課生活

要です。

夏休み中の子どもを交通事故から守りましょう。

問 役場住民課生活環境係 ☎ (574) 2213

猫の飼い方・野良猫対策

野良猫・放し飼い猫に係るご意見・苦情が寄せられています。動物愛護法により処分を目的に野良猫を捕獲することはできません。

これらの抜本的な解決策は飼い主のモラルにほかなりません。

公共の場所や他人の土地、建物等を不潔にしたり、損傷させないよう正しい飼い方で互いに住みよい町にしましょう。

【猫の飼い主は】 ①放し飼いはやめましょう

②不妊去勢手術をしましょう

【野良猫対策として】 ①野良猫にエサを与えないでください。

②猫が嫌うニオイのするものをまく(置く)。

③花壇や菜園、侵入されたくない場所は棒や網(ネット)で覆い侵入経路をふさぐ。

④見かけるたびに驚かす。

問 役場住民課生活環境係 ☎ (574) 2213

人権困りごとなんでも電話相談 法務省の人権擁護機関では、法務局・

環境係 ☎ (574) 2213へご連絡ください。 ※次回は8月19日(水)、テーマ「暮らしに役立つお金の話」

くりりんセンター 休館日のお知らせ

7月20日(月)の「海の日」は、くりりんセンターへのごみの持込みはできません。

問 十勝環境複合事務組合くりりんセンター(帯広市西24条北4丁目) ☎ 0155 (37) 2250

※町の収集は通常通り行います。

行政相談

役所の仕事について納得できないこと、ご意見ご要望などがあれば、お気軽にお立ち寄りください。

7月10日(金) 13時30分〜16時 所 役場1階会議室

相談員▽石邑良雄氏(豊頃旭町) 問 役場住民課生活環境係 ☎ (574) 2213

人権相談

基本的な人権が脅かされた場合、救済などの相談にご利用ください。

7月10日(金) 13時30分〜16時 所 役場1階会議室

相談委員▽鳥宮慶法氏▽河原葉子氏▽吉村進氏

問 役場住民課生活環境係 ☎ (574) 2213

地方法務局およびその支局において、法務局職員や人権擁護委員が電話による人権相談をお受けしています。

一人でお悩まずにご相談ください。

相談時間▽月曜日から金曜日(年末年始・祝日を除く)の午前8時30分から午後5時15分まで(面接による相談もお受けしています)

○みんなの人権 110番 ☎ 0570 (03) 110

○子どもの人権 110番 ☎ 0120 (07) 110

○女性の人権ホットライン ☎ 0570 (07) 810

問 釧路地方法務局人権擁護課 ☎ 0154 (31) 5014 (担当:池廣)

茂岩共同墓地の使用について

お墓周辺の雑草等が伸びたままになつていませんか? お墓の周辺に植えた花木の成長で近隣の使用者に迷惑となっている状況が見受けられます。

お互いに気持ちよく使用するために、草取り等の管理をお願いします。

なお、ご自分で管理できない方は、豊頃町いきがいセンター ☎ (574) 3143に有料で依頼することもできます。

また、今後使用される予定がない場合については、返還手続きをお願いします。

問 役場住民課生活環境係 ☎ (574) 2213